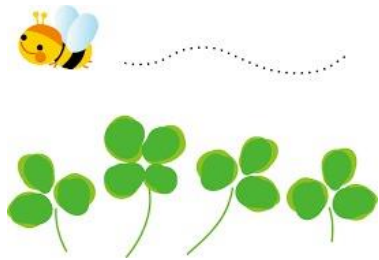


訪問看護のご案内



ご自宅で快適な療養生活を送れますように、あなたのご家庭に、専門の訪問看護師がお伺いし、お手伝いさせていただきます。

医療法人 恵和会

訪問看護ステーション めぐみ

〒694-0064 大田市大田町大田イ860番地3

電話 0854-82-2203

FAX 0854-84-9397

又は恵寿苑 電話0854-82-3301

利用できる方

介護認定で、要支援・要介護の認定を受けた方、ならびに介護保険の対象とならない全年齢の方々を対象とします。

- 病気やケガなどで自宅療養をなさっている方。
 - 寝たきりや、寝たり起きたりの状態の方や介護を必要とする方。
 - 在宅酸素、人工呼吸器、留置カテーテル、経管栄養など処置・管理を必要とする方。
- かかりつけの医師の指示書によって訪問いたします。

申し込みの方法

かかりつけの医師、居宅介護支援事業者などに相談してください。
また、当ステーションに直接申し込んでくださっても結構です。

サービスの内容

訪問看護ステーションでは、次のようなサービスを提供しています。

- | | |
|--------------------|-------------------------------------|
| ☆病状の観察 | 病気や障害の状態、血圧・体温・脈拍などのチェック |
| ☆在宅リハビリ
ステーション | 体位交換、関節などの運動
食事、排泄、入浴、歩行などの動作の訓練 |
| ☆医師の指示に
よる医療処置 | かかりつけ医師の指示に基づく医療処置（傷の処置等） |
| ☆床ずれ予防・処置 | 床ずれ防止の工夫や指導、褥瘡（じょくそう）の手当 |
| ☆療養上のお世話 | 身体の清拭、洗髪、入浴介助、食事や排泄などの介助
指導 |
| ☆認知症のケア | 事故防止など、認知症介護の相談・工夫をアドバイス |
| ☆介護予防など | 低栄養や運動機能低下を防ぐアドバイスなど |
| ☆医療機器の管理 | 在宅酸素、人工呼吸器、留置カテーテル、経管栄養などの
処置・管理 |
| ☆ご家族等への
介護支援・相談 | 介護方法の指導のほか、さまざまな相談対応 |

訪問看護は、医療保険・介護保険のいずれでも受けられます。

①訪問看護を受けるには、かかりつけ医の「訪問看護指示書」が必要です。

訪問看護ステーションでは、かかりつけ医が交付した「訪問看護指示書」に従い、必要なサービスをご提供します。

②介護保険でサービスを受けるには、要介護認定が必要です。

介護保険をご利用になる場合は、まず、お住まいの市町村に申請して要介護認定を受けます。「要支援1～2」または「要介護1～5」に該当した方は、ケアマネージャーに相談し在宅サービス計画に訪問看護を組み入れてもらいます。この場合も「訪問看護指示書」が必要です。

③要介護認定で「非該当」となったときは、医療保険で訪問看護サービスが受けられます。

介護の必要性が低く、「非該当」と判定されると、介護保険から給付を受けることはできませんが、かかりつけ医の「訪問看護指示書」の交付があれば、必要な訪問看護サービスを医療保険で受けることができます。

④介護保険で訪問看護を受けていても、医療保険が適用される場合があります。

要介護認定を受け、介護保険からサービスを受けている方であっても、急性増悪期（急に症状が悪化した場合）やガン末期等では、かかりつけ医の「特別訪問看護指示書」によって、介護保険ではなく医療保険から訪問看護サービスを受けることになります。

お気軽にご相談ください！

現在介護にあたりご家族で困っておられる事、悩んでおられる事、ありませんか？どんな事でもかまいませんのでご相談ください。

営業日・営業時間

●月曜日～土曜日・祝日 8：30～17：00

（お盆 8/14・15、年末年始 12/29～1/3 は休ませていただきます）

○費用負担について

利用される公的保険の種類によって、基本利用料の割合は異なります

	介護保険で訪問看護を利用する場合	健康保険・国民健康保険で訪問看護を利用する場合
基本利用料	毎回、他の居宅サービスと同様に費用の1~2割を負担	70歳以上の方は、原則として費用の1割（現役並み所得者の方は費用の3割）を負担
		70歳未満の方は、原則として費用の3割（義務教育就学前の方は費用の2割）を負担
その他の負担	支払限度額を超えるサービス（訪問看護回数増など）、保険給付対象外サービスは全額自費負担	一定時間を超えるサービス、休日や時間外のサービスは差額を負担
		交通費、おむつ代、死後の処置は実費を負担

☆介護保険の費用(1割の額) (医療保険の費用には別の料金体制があります。)

訪問看護費(介護)		訪問看護費(予防)		加算(共通)
【30分未満】	469円	【30分未満】	449円	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供体制強化加算 1回につき6円 初回加算 300円 特別管理加算 (Ⅰ)月1回500円 (Ⅱ)月1回250円
【30分以上1時間未満】	819円	【30分以上1時間未満】	790円	
【1時間以上1時間半未満】	1,122円	【1時間以上1時間半未満】	1,084円	
准看護師は90/100で算定				

※介護保険の負担割合が2割以上の方は「基本利用料」及び「その他の加算」がその割合の額となります。

サービスに関する苦情・相談

○当事業所の担当・・・三浦恵子

当事業所の訪問看護及び訪問看護計画に基づいて提供しているサービスについての苦情・相談を承ります。

○当事業所以外の市町村窓口で苦情・

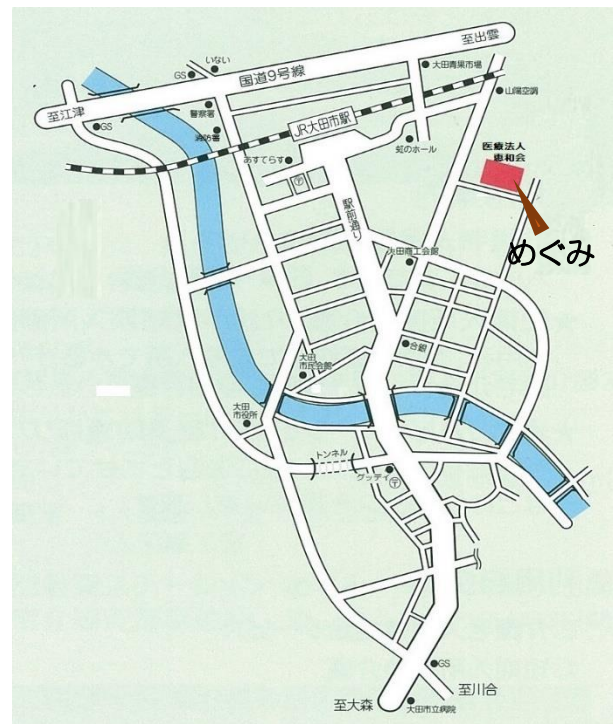
相談を申し出ることができます。

・大田市役所高齢者福祉課

電話0854-82-1600

・島根県国民健康保険団体連合会

電話0852-21-2811



※利用者様からお預かりした個人情報、医療法人恵和会の個人情報保護方針に基づき、適正にお取り扱いいたします。

訪問看護ステーション めぐみ